

板橋区認可外保育施設保育料負担軽減助成要綱

(令和7年3月24日区長決定)

(目的)

第1条 この要綱は、認可外保育施設に入所している児童の保護者の負担を軽減するため、保護者に対し助成金を交付することにより、児童福祉の充実を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認証保育所 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日12福子推第1157号）に基づき東京都知事が認証した保育所をいう。
- (2) ベビーホテル 東京都又は児童相談所設置市（特別区を含む。以下同じ。）に届出した認可外保育施設のうち、東京都、又は児童相談所設置市がベビーホテルに分類している施設をいう。
- (3) 認可外保育施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の認可を受けていないもので、法第59条の2に基づき、都道府県知事（中核市長、児童相談所設置市長を含む。）に届け出ており、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている施設（認証保育所及びベビーホテルを除く。）をいう。この場合において、届出内容等の変更によって交付が取り消された後、同一年度内に再交付を受けることが明らかであると板橋区長（以下「区長」という。）が認める場合は、当該年度において継続して交付されているとみなす。
- (4) 入所児童 認可外保育施設に在籍する児童で、第4条に規定する助成金の算定の対象となる月の初日に板橋区に住民登録をしている（自己の責めによらない事由により板橋区に住民登録がないもので、区長が認める場合は、板橋区内に住所を有する）児童をいう。
- (5) 助成対象児童 入所児童のうち、月の初日から末日まで認可外保育施設に在籍する0～2歳児クラス（満3歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）、住民税課税世帯（児童と同一の世帯に属し生計を同一にする父母その他扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）のいずれかが区市町村民税均等割を課税される世帯をいう。以下同じ。）、の児童をいう。
- (6) 保護者 認可外保育施設と入所児童の保育に係る契約を締結している当該入所児童と同一の世帯に属する者で、第4条に規定する助成金

の算定の対象となる月の初日に板橋区に住民登録をしている（自己の責めによらない事由により板橋区に住民登録がないもので、区長が認める場合は、板橋区内に住所を有する）ものをいう。

- （７）認可外保育施設保育料の額 保護者が認可外保育施設に支払う月極保育料の額をいう。ただし、給食費、延長保育料、補食代及び雑費を除く。

（助成対象者）

第３条 助成金の交付対象者は、助成対象児童の保護者で、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- （１）助成対象月の認可外保育施設保育料の額を完納していること。
 - （２）認可保育所保育料の納付義務があるときは、納付期限が到来しているものについてはこれを完納していること。
 - （３）月４８時間以上の月極め保育契約をしていること。
 - （４）事業者近在証明を受けられること。
- ２ 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象としない。

- （１）認可保育所（法第３５条第３項又は第４項の規定により設置された保育所をいう。）、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第２条第６項の規定による認定こども園をいう。）、幼稚園（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）第２２条に定める幼稚園をいう。）、認証保育所又はベビーホテルに在籍している児童の保護者
- （２）板橋区定期利用保育事業を利用している児童の保護者
- （３）多様な他者との関わりの機会の創出事業実施要綱（令和５年３月３０日福保子第４９４３号）に基づき実施される事業を利用する児童の保護者
- （４）板橋区ベビーシッター利用支援事業実施要綱（平成３１年２月１２日区長決定）第３条に規定される利用対象者で同要綱第５条に規定する助成券システムアカウント発行申請書を保育サービス課長に提出した保護者
- （５）板橋区ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）補助金交付要綱（令和５年１１月６日区長決定）第７条に規定する交付申請を行う保護者

（助成金額）

第４条 助成金は、月ごとに算定するものとし、入所児童１人につき別表１に定める額を上限とし、この範囲内で保護者が認可外保育施設に支払った認可外保育施設保育料の額を助成金額として保護者に支給するものとする。

（交付申請）

第５条 助成金の交付を受けようとする保護者は、当該年度及び前年度の区市町村民税課税証明書の写しを添付し、板橋区認可外保育施設保育料負担軽減助成金交付申請書兼口座振替依頼書（別記第１号様式）を当該年度内に区長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、区長は、次の各号のいずれかの書類により入所児童が属する世帯の区市町村民税課税状況を確認することができるときは、前項に規定する当該年度及び前年度の区市町村民税課税証明書の写しの提出を省略することができる。

(1) 同年度における東京都板橋区児童福祉法施行規則（昭和40年板橋区規則第12号）第4条第3項に規定する保育所入所申込書等

(2) 公簿等

(3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所の長の証明書

3 助成金の交付申請は、年度ごとに行うものとする。

（納付状況の確認）

第6条 区長は、前条の規定により助成の交付申請を受けた児童の在籍状況及び保護者が納付する認可外保育施設保育料の納付状況を、当該児童が入所する認可外保育施設の設置事業者（以下単に「設置事業者」という。）に確認するものとする。

2 前項の確認は、設置事業者が区長に提出する在籍等証明書（別記第2号様式）により行うものとする。

（交付決定）

第7条 区長は、第5条の規定による助成金の交付申請があつたときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、認可外保育施設入所月以降に係る当該年度分の助成金の交付を決定し、板橋区認可外保育施設保育料負担軽減助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により、不適当であると認めたときは、板橋区認可外保育施設保育料負担軽減助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者へ通知するものとする。

（助成金の交付時期）

第8条 助成金は、別表2に定める助成対象月及び交付月に従い、申請者に交付する。

（決定の取消し・変更）

第9条 区長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更するものとする。

(1) 保護者が偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成要件を満たしていないとき。

(3) その他区長が必要と認めたとき。

（助成金の返還）

第10条 区長は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、又は変更した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて保護者にその返還を命ずるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、子ども家庭部長が別に定める。

付 則
この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から適用する。
- 2 改正後の要綱中別表 1 の規定は、令和 7 年 9 月 1 日以後の助成金額について適用し、同日前の助成金額については、なお従前の例による。

別表 1（第 4 条関係）

区 分			月額上限額
0 ～ 2 歳児 クラス	住民税 課税世帯	第一子	40,000 円
		第二子以降	

- 注 1 世帯における住民税の課税の判定にあたっては、児童と同一の世帯に属し生計を同一にする父母その他扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の区市町村民税均等割額の合算額に拠るものとする。
- 注 2 この表の適用に際し、助成対象月が 4 月から 8 月までの場合は前年度の区市町村民税を、9 月から 3 月までの場合は当該年度の区市町村民税に拠るものとする。
- 注 3 第一子とは、保護者に監護される者であって、かつ保護者と生計を同一にする者のうち、最年長者とする。第二子以降とは、保護者に監護される者のうち、最年長者から順に数えて 2 人目以降の者とする。

別表 2（第 8 条関係）

助成対象月	交付月
4 月から 9 月まで	1 2 月
1 0 月から 3 月まで	5 月

板橋区認可外保育施設保育料負担軽減助成金交付申請書兼口座振替依頼書

年 月 日

(宛先) 板橋区長
下記の児童に係る板橋区認可外保育施設保育料負担軽減助成金の交付について、下記事項に同意・確認のうえ、申請します。

【同意・確認事項】

- 1 申請内容を審査するため、区が保有する個人情報を利用すること。
2 区が児童の在籍する認可外保育施設に、当該児童の在籍状況、保育料金額および保育料納付状況の確認を求め、認証保育所等が区の求めるこれらの情報を提供すること。
3 認可保育所保育料の納付義務があるときは、区が、これを完納しているか確認すること。
4 下記の助成対象児童は、板橋区認可外保育施設保育料負担軽減助成要綱第3条第2項に規定する認可保育所、認定こども園、幼稚園、認証保育所、ベビーホテル、定期利用保育事業、多様な他者との関わりの機会の創出事業、板橋区ベビーシッター利用支援事業を利用していません。

1 申請者

フリガナ		請求者	1月1日の住所(※1)		住民税の状況	
申請者1 (保護者名)			前年	区内・区外	前年度	課税・非課税
			現年	区内・区外	現年度	課税・非課税
フリガナ		請求者	1月1日の住所(※1)		住民税の状況	
申請者2 (保護者名)			前年	区内・区外	前年度	課税・非課税
			現年	区内・区外	現年度	課税・非課税
住 所	〒 東京都板橋区 電話 ()					

(※1) 現年または前年の1月1日現在に区外在住の申請者がいる場合は、その申請者分の区市町村民税課税(非課税)証明書または区市町村民税決定通知書の写しが必要です。

2 助成対象児童

フリガナ		子区分	クラス区分	生年月日	
児童氏名		第 子	0～2 歳児 クラス	年 月 日	
施 設 名	電話 ()	契約(保育)開始日			
		年 月 日			

3 同一世帯に属する児童

第 1 子	フリガナ		生年月日	
	氏 名		年 月 日	
第 2 子	フリガナ		生年月日	
	氏 名		年 月 日	
第 3 子	フリガナ		生年月日	
	氏 名		年 月 日	

4 認可保育所保育料の納付義務の確認を要する児童(※2)

1	児童氏名	生年月日	2	児童氏名	生年月日

(※2) 認可保育園に入所している兄弟姉妹氏名をご記入ください。

5 口座振替依頼欄

振込先 金融機関(※3)		金融機関コード				支店	支店コード		
預金種別	普通 ・ 当座	口座番号							
フリガナ									
口座名義(※4)									

(※3) ゆうちょ銀行を指定される場合は、振込用の店名・口座番号をご記入ください。

(※4) 口座名義は、上記申請者1または申請者2(保護者氏名)と同一のものに限ります。

区 処 理 欄			
受付年月日	入力	税区分	助成対象月
		課税 ・ 非課税 課税 ・ 非課税	月分 ～

在籍等証明書（実績報告書）

（宛 先）板 橋 区 長

認可外保育施設 名 称	
入所児童氏名	
生 年 月 日	年 月 日生
入所年月日	年 月 日
入 所 児 童 住 所	板橋区 丁目 番 号
保護者氏名 (契約者氏名)	

上記の者は、当保育所に在籍（ 年 月 日～ 年 月 日）し、かつ在籍期間中の月極基本保育料を完納している事を証明します。

※在籍期間中に休園期間がある場合

在籍期間中のうち 年 月 日～ 年 月 日は休園しています。休園期間中の月極保育料は（全額納入しています・日割りで納入しています・全額納入していません。）

年 月 日

〔認可外保育施設〕 所在地

名 称

代表者職・氏名

※認可外保育施設の方へ

板橋区では、板橋区内に在住し、認可外保育施設に入所する児童の保護者の方へ助成金（板橋区認可外保育施設保育料負担軽減助成事業）を支給しております。本証明書は、助成金を支給するために必要な書類となっております。お手数ではございますが、必要事項を記入の上、証明書の発行についてよろしくお願いいたします。

証明書の発行は、代表者（施設長又は設置者等）が行ってください。発行日付は、在籍期間以降の日付となるようにしてください。

区処理欄	内容確認

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

板橋区認可外保育施設保育料負担軽減助成金 交付決定通知書

年度板橋区認可外保育施設保育料負担軽減助成の交付金額については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 対象児童氏名

2 入所施設名

3 助成対象月

年 月分～ 年 月分

4 助成金額

円

5 交付予定時期

年 月

※ご指定の口座にお振込みします。

第 4 号様式（第 7 条関係）

第 号
年 月 日

様

板 橋 区 長

年度板橋区認可外保育施設保育料負担軽減助成金不交付決定通知書

年度板橋区認可外保育施設保育料負担軽減助成の交付金額については、下記の理由により不交付と決定したので通知します。

記

1 対象児童氏名

2 入所施設名

3 不交付期間

4 不交付決定の理由
